

「条件付分譲住宅の範囲」

	内容
建売分譲住宅	農地転用許可上の譲受人（以下「譲受人」）が売主になって、売買契約成立時、 施工・完成させた住宅と宅地を同時に販売するもの。
条件付分譲住宅 （自社施工）	売主＝譲受人で、買主は、売主との間で土地について建築の請負契約締結を停止条件とする土地売買契約（以下「売建売買契約」）を結ぶとともに、住宅建築について売主と建築請負契約を結ぶもの。 住宅販売会社と土地販売の代理契約を結び、住宅販売会社と建築の請負契約を結ぶものを含む。
条件付分譲住宅 （提携業者施工）	売主＝譲受人で、買主は売主との間で土地の売建売買契約を結ぶとともに、住宅建築について売主と提携契約等を結んだ建築事業者（提携住宅会社等）と建築請負契約を結ぶもの。
条件付分譲住宅 （他社施工）	売主＝譲受人で、買主は売主との間で土地の売建売買契約を結ぶとともに、住宅建築について売主、提携事業者以外の一般建設業者（以下、建設業者）と建築請負契約を結ぶもの。 （建物建設に先立って、譲受人と建設業者間に建設協定書を締結するものに限る。）